

特別活動における「話し合い活動」の現状と課題（その1）

—実践事例から—

堀 井 啓 幸

The Present Situation and Some Problems of Discussion in Extraclass
Activities (Part1) — Focusing on Some Practices —

Hiroyuki HORII

2017年9月29日受理

抄 録

本研究は、A県B市における特別活動研究会において、筆者が参観させていただいた特別活動の実践事例から「話し合い活動」を中心に特別活動の現状と課題を明らかにし、これからの特別活動のあり方について検討するものである。

本稿は、B市において唯一月1回の生徒集会を設定し、生徒会活動を中心に充実した特別活動を実践しているC中学校の実践に関わって、多くの学校において共通課題となっている時間経営の問題に焦点化して考察した。事例分析から、C中学校における「生徒全員を巻き込んでいく」生徒集会の実践の背景として、学校の重点目標と結びついた「生徒総会議案書」の役割や昼休みなどの休み時間を活用せざるを得ない「話し合い活動」の時間確保の課題が明らかになった。本事例においてみえてきた学校経営と一体となった特別活動の時間経営の在り方は、新学習指導要領（平成29年3月告示）で提唱されている「主体的・対話的で深い学び」におけるカリキュラム・マネジメントの重要な視点として示唆される。

キーワード：特別活動、話し合い活動、生徒集会、時間確保、
カリキュラム・マネジメント

1 現行学習指導要領にみる特別活動における「話し合い活動」の地平—「個」と「集団」を結びつける「話し合い活動」の視点—

「マネジメント」の理論で有名なP.F. ドラッカー氏の著作が2005年11月の彼の死後も売れ続けているという。「マネジメント」は、一般的には企業経営で用いられる専門用語であるが、我が国では女子高校生にも読まれている。氏の本がなぜ日本で、老若男女に売れ続けるのか。

それは、急激に変化する社会、不確実な社会において、氏の本を読むことで多くの

人たちが勇気づけられる側面があるからではないか。氏は『イノベーターの条件』（2000年、ダイヤモンド社）に所収された論文「もう一人のキルケゴール—人間の実存はいかにして可能か—」に象徴されるように、社会を分析しながら、常に永遠の存在としての一人の人間を意識している。個として生きることの大切さを意識できるからこそ、不確実なこれからの社会における個人の力や絆の大切さを啓発できるのである。集団性が強いといわれる日本において、個としての生き方を問い直し、絆の重要性を指摘されることは、日本人や日本社会の本来の良さの再発見にもつながっている。

学校において、特別活動の意義とは、児童・生徒一人ひとりの存在を大切にしながら、集団で生活することの意味を実践的に学べるところにある。特に平成23年度から（中学校は平成24年度から）完全実施された現行学習指導要領の「改善の基本方針」は、今日の課題を踏まえて、「よりよい人間関係」を築く力、社会に参画する態度や自治能力の育成を重視している。

現行中学校学習指導要領では、特別活動改訂のポイントとして、以下の3点が挙げられている（平成20年3月告示「中学校学習指導要領」）。

①各活動の「目標」を明示

特別活動全体の目標を受けて、各活動・学校行事の目標と意義を明確にして、育てたい態度や力を具体的に示した。

②発達段階や学年の課題に即した重点的な指導や各教科、道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連づけ（部活動の教育課程との関連等の明記）

③「話し合い活動」や「体験活動」「異年齢集団活動」の重視

特に、③に関わって、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」においては、以下のような内容が新たに書き加えられている。ここでは、児童・生徒一人ひとりの存在（個）と集団を結びつける重要な手段としての「話し合い活動」が明確に位置づけられているとよい。

・指導計画の作成と内容の取扱い2-(1)

（学級活動）及び（生徒会活動）の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。

「話し合い活動」は現行学習指導要領全体の核ともいえる言語活動としても重要な方法論（手段）でもある。例えば、中教審答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（平成20年1月17日）において、言語活動の充実の視点から、特別活動の領域に関わって、以下のような内容が例として取り上げられている。

①「体験の振り返り、言語化」

体験活動を振り返り、そこから学んだことを記述する。（生活、特別活動等）

②「体験をまとめ、発表し、共有化する」

体験したことや調べたことをまとめ、発表し合う。（家庭、技術・家庭、特別活動、総合的な学習の時間等）

③「討論・討議による集団決定」

討論・討議などにより意見の異なる人を説得したり、協同的に議論して集団としての意見をまとめたりする。（道徳、特別活動等）

また、「言語活動の充実に関する指導事例集」（小学校版、平成22年12月）においても指摘されるように、特別活動における「話し合い活動」においては、以下のように、個と集団を結びつけ、人間的な触れ合いを重視する「話し合い活動」が求められている。

「よりよい生活や人間関係を築くために、自己の考えや思いを自分の言葉で主張できる子どもを育て、考え方の違いや多様性が十分に発揮できるようにするとともに、その違いや多様性を超えて集団として意見をまとめ、総意を決め、協力して実現する活動である。また、自分に自信をもてず、人間関係に不安を感じていたり、好ましい人間関係を築けず社会性の育成が不十分であったりする状況が見られたりすることから、自由に意見を述べ合える望ましい集団を育成するとともに、人間的な触れ合いによる温かい交流的な実践活動や体験活動を通して、他者を理解したりよりよい人間関係を築いたりする力を形成する活動、他者から認められて自分の良さに自信をもつ活動、自己の役割を果たし合って協働して生活する活動、多様な異年齢の子どもたちからなる集団による活動が一層重視される。特に実践活動や体験活動については、実践や体験を通して感じたり、気付いたりしたことを振り返り、言葉でまとめたり、発表し合ったりする活動を重視する。」

特別活動が、学習指導要領で定められた年間授業時数に組み入れられた「表の時間」としての「学級活動（給食の指導を除く。）」の時間さえ取りにくくなっている中で、教科における言語活動とは異なる「自由に意見を述べ合える望ましい集団」や「自分の良さに自信をもつ」個を大切にできる「話し合い活動」をどのように確保するかが大きな課題となっている。

2 C中学校の月1度の生徒集会の実践と考察

A県B市は、特別活動研究会を継続し、特別活動の実践研究に熱心な市である。その中において、C中学校は平成26年度当時、B市において唯一月に1度の生徒集会を設定している中学校である（生徒数は374名、特別支援の2クラスを入れて、13学級の標準規模の中学校である）。

ちなみに、我が国の生徒集会（生徒総会）は、欧米諸国のような学校における「最高議決機関」という位置づけは弱く、「消極的で受け身」「無関心」「議論が成立しない」「自治意識や態度が育たない」などの課題が挙げられている。⁽¹⁾ その点、C中学校は、生徒会が中心になって、委員会活動との密接な関連が図られる中で、全校生徒に自治

意識をもたせようという方向を持って、月1回の生徒集会の実践が行われている学校といえる。学校運営における「最高議決機関」という位置づけはないものの、生徒集会は生徒全体で自治的な活動を行う特別活動の中心的位置づけとなっていると言ってよい。

(1) 月1度の生徒集会設定に至るまで（特別活動部作成冊子より）

C中学校では、平成23年度から「チャレンジ 仲間とともに」を重点目標として教育活動に取り組んできた。授業でも、小集団の「学び合い」を軸に研修が進められている。そうした活動は、いろいろな場面の対話活動の充実につながっているという。

ただ、特別活動部の話し合いにおいて、「リーダーの活躍場面があまりなく、生徒会本部や専門委員長の顔がみえない」という意見がでて、平成25年度からリーダーの活躍の場面をつくるきっかけとして月1回「生徒集会」を行うことになった。平成25年度前期は、日程を決めて、半年間で以下のように5回の活動が行われている（表1）。

回	実施日	担当	内容
1	4月19日	生徒会本部・生活・環境美化	生徒集会について、挨拶、服装について、清掃への取り組み方
2	5月10日	図書・ホタル	読書活動を活発にするために、ホタル観賞会について
3	6月7日	広報・給食	展示物の意味、給食の準備・片付けについて
4	7月5日	生徒会本部・保健・選管	体育大会について、ケガ・熱中症対策、選挙について
5	10月3日	合唱・福祉	文化発表会について、ボランティアについて

表1 平成25年度前期生徒集会の日程と内容

各回の活動は、各専門委員会で分担し、専門委員会活動に関わる劇やクイズが行われた。後期は、同じ内容の集会となるのを避け、職場体験報告会や新年の決意を発表する集会を行った。曜日は金曜日とし、時間は、8時10分から8時30分の20分間とした。昼休みや放課後に専門委員を集め、何度もリハーサルを繰り返した委員長もいたという。そうした生徒の主体的な努力がその後の充実感や活動の自信につながっている。

(2) 生徒集会の実践（平成26年6月19日の研究授業）

C中学校では、1年間それをもとに生徒会活動を進めていく大切なものとして「生徒会スローガン」を決定している。そのための生徒会本部での話し合い活動は夏季休業中に確保したという。

平成26年度第一回の生徒集会では、その前に開催された本部役員、専門委員長、各クラス学級委員による中央委員会において課題とされた「生徒全員を巻き込んでいく活動にする」（教師の助言）を踏まえて、C中学校の「専門委員会の一日の活動」を台本とした劇を行った。そして、第2回生徒集会（研究授業当日の実践）では、「生徒会スローガン」を達成するために、現在の生徒の意識をアンケート結果の公表という形で掲示し、日々の生活で実践できることを生徒全員で考えるきっかけになるような投げかけを行うことが目的となった。

生徒集会では、生徒会スローガンの確認とともに「居心地のよい学校にするにはどうしたらよいか」というアンケートの結果公表を、ロールプレイで示すなど工夫があり、生徒会本部と生徒との活発な意見のやり取りのある生徒集会になった。

（3）研究授業の観察と若干の考察

生徒会のあり方を問うということは、生徒会の位置づけやそのための指導組織のあり方を前提に、当事者意識の持たせ方、参画のあり方など特別活動における指導法の基本的な問題を問うものである。

平成26年度のC中学校の学校経営方針によれば、指導組織としては、学年主体の組織構築と行事別担当グループによる指導体制が基盤となって特別活動の実践がある。ただし、学校の重点目標である「チャレンジ！仲間とともに」を達成するために、「生徒と教師が価値を共有するための指導・活動を大切に」することが求められ、そのために特別活動部を中心にした生徒の自治活動を尊重する学校運営が図られている。それは、生徒がつくる「生徒総会議案書」が職員会議でも検討され、承認される過程が重視されていることからみえてくる。

実際の生徒集会（研究授業における観察）では、学校が始まってわずか2カ月ほどの時期であるにもかかわらず、生徒会の生徒たちがアンケートやロールプレイなど生徒自身の実態を踏まえた問題提起を行っており、それを1、2年生が静かに聞いていた。そして、生徒会役員の質問に一人ひとりの生徒自身が自ら考えて意見等を述べていた。

一般的に、生徒集会と学校行事を組み合わせて1年間を5～6つのステージで計画を立てて実践しているところも少なからずあるが（例えば、「基本」から始まって、体育祭や合唱コンクールの時期が「表現」、卒業式が「感動」などと名前をつけてクロスカリキュラムのように計画を立てているところもある）、この時期は、第一ステージに当たる。この時期の特別活動は、1年生は入学したばかり、3年生はクラス替えなどがある、今の時期に生徒たちに任せられないとして担当の先生や生徒指導の先生がずっと話しているという学校も少なからずあるが、C中学校のように生徒が前面に出て主体的な問題提起ができていくことは高く評価できると思われる。

これは、前年度の夏季休業から問題意識が継続され、話し合い活動が連続して行われてきたことに関わっている。また、平成23年度から「チャレンジ 仲間とともに」を重点目標にして小集団による学びあい活動を実践してきた地道な生活集団づくりがあり、平成25年度からの月1回の生徒集会を中心とした取組みにつなげてこられた

地道な実践の賜物であるといえよう。

第一回生徒集会（5月30日）後の1年生の感想において「専門委員会を通して学校を明るくしようと言っていたので、僕も学校が明るくなるように頑張りたい」と述べられている内容は、「yes、we can（集団決定）」と「yes、I can（自己決定）」がうまく融合された発言で、C中学校の特別活動の成果がわかりやすく反映されているアンケート結果といえよう。特に、6月の生徒集会において、こうした生徒の反応について検証がきちっとされており、それを生徒自身が自らの問題として認識し、問題提起がなされている過程があることを評価したい。すなわち、月1度の生徒集会に関わって、みんなのために「こうしたい」という具体的な案をもつ⇒具体的な案を提案する⇒計画を立てる⇒計画に沿って実践する⇒みんなのためになっているか評価する⇒さらにみんなのためになるように改善するというPDCAの評価サイクルが確立している姿を見ることが出来たのである。

「生徒会スローガン」はある意味で学校貢献的な内容であるためにそれに対する生徒の反応は鈍くなりがちであるが、うまく共感し合っていたのは、これまでの取組みにおいて「スローガンの大切さを踏まえて話し合いの時間をじっくりとっている」ことと密接に関わっているように思われる。

ちなみに、C中学校において今後の課題として挙げられていた「下級生への指導のあり方」の問題や、「生徒会活動は自分たちが主体となって行うという自覚の全校生徒への浸透」の問題を解決するためには、中央委員会の活動を前提にした生徒集会、委員会活動、学級活動のさらなる連携、特に、各学級担任の指導による学級活動との目に見える関係づくりを太くしていくことが求められる。これは全先生方の自覚、目的意識化と関わっており、学校経営の問題といえるかもしれない。

3 月1回の生徒集会の充実を図るための学校経営

新学習指導要領（平成29年3月告示）の最も大きな特徴である「主体的・対話的で深い学び」は、「アクティブ・ラーニング」としてグループ活動や発表を積極的に取り入れるなど能動的で多様な学習への質的な転換を求めている。

ちなみに、「アクティブ・ラーニング」は、「教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的な能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である」（中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて－生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ－」用語集、平成24年8月28日）と定義されている。

「主体的・対話的で深い学び」はこうした「アクティブ・ラーニング」という学習方法の質的な転換という視点で学校の人的・物的条件を積極的に活用するとともに、「社会に開かれた教育課程」として地域の人的・物的資源を活用する広い視野を持つ

たカリキュラム・マネジメントを必要とするのである。

新学習指導要領の新たな学びやそのための条件整備の在り方について、理念としての理解は必ずしも難しくはないが、現行学習指導要領でも授業時間のやりくりで苦心している学校が多いという状況下でどこまで創造的なカリキュラム・マネジメントができるのか問われなければならない。

現行学習指導要領総則「第3 授業時数等の取扱い」において、学級活動以外の授業については以下のように述べられている。

「特別活動の授業のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなど適切な授業時数を充てるものとする。」
(小学校学習指導要領)

大まかにいえば、学級活動以外の特別活動（児童会・生徒会、学校行事等）に充てる授業時数は、年間授業可能時数から学校の諸行事等に充てる時間を引いた中で確保しなければならないことになる。しかし、学校週5日制の実施、改正祝日法等の影響や学習指導要領改訂における授業時数増加で、年間授業可能時数そのものが窮屈になっており、学校裁量の余地は限られている。それでも、教育内容の充実と授業時間の確保は表裏一体の関係にあり、児童会・生徒会、クラブ活動、学校行事の目標を達成するためある程度の時間を確保することが教育課程編成では重要である。

例えば、『中学校学習指導要領解説 特別活動編』（平成20年9月）では、生徒会活動に充てる授業時数に関わって以下のように述べている。

「生徒会活動については、生徒の自主性、社会性の慎重に深く結びつく活動であり、教師の適切な指導の下に、生徒の異年齢集団による自発的、自治的な活動を一層活発に行えるようにするため、学級活動との関連も図りつつ、活動に必要な場や機会を年間を通じて計画的に確保するよう留意すべきである。

そのためには、各委員会ごとに話し合いの時間を、定期的に放課後や昼休み等に設定し、生徒会活動の活性化を図る取組が重要である。また、活動計画を全校生徒に周知していく機会を設けていくことも大切である。学校全体、あるいは学年などを単位とした適切な指導計画と授業時数を充てることが大切であり、学校の創意工夫が望まれる。」

ここでは、各委員会の話し合いの時間を放課後や昼休み等に設定することを前提にしているが、異年齢集団による自発的、自治的活動を充実させるためには、代表委員会や各委員会ごとに話し合う時間を月に1回程度は設けたい。しかし、実際に月1回の全校集会をする中学校すら少なくなっているのが現状である。ちなみに、表2は、C中学校の基本週時数である。

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	体育	技家	英語	道徳	学級活動	総合的な学習	合計
1年	4	3	4	3	1.25	1.25	3	2	4	1	1	1	28.5
2年	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	1	1.5	28.5
3年	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	1	1.5	28.5

表2 C中学校における平成26年度基本週時数

C中学校では、学習指導要領で標準と定めた週当たりの授業時間について、水曜日は5時間、月曜日は隔週で5ないし6時間、火曜日・木曜日・金曜日は6時間と設定し週あたり平均28.5時間として対応している。実際には、様々な行事などで欠課になる授業はあるものの、C中学校ではこうした週時程のもとで月に一度の全校集会と月に2度の委員会活動を行って生徒会活動を充実させている。週に1時間ずつ生徒会あるいは各委員会活動をいれて、年間35週として単純に計算すると35時間の設定になるが、充実した生徒会活動を行うためにお昼休みの打ち合わせは欠かせない状況になっている。

お昼休みも含めて、休み時間に行われなければならない活動が小学校から学年が上がるほど増えるという事実はずっと以前から明らかにされているが⁽²⁾、児童会や生徒会活動を充実するためには少なくとも30時間前後は確保したいものであり、休み時間の活用も限界にきているのではないと思われる。

C中学校では、月1回の生徒集会の時間を設定するために、特別活動部会の教員が校長に直談判したという。今日、特別活動の時間確保は、各教科の授業時間確保に追われる学校において、特別活動主任や学年主任を始めとする担当教員の強い思い入れが教務主任や校長に届かないと動かないという現状にある。特別活動における集団活動の充実が学級づくりや授業時の児童・生徒の規律にも密接に関わっていることを考えると、各教科の授業を充実させるためにも学校全体としていかに時間を大切にして特別活動の時間に回すかが学校の教育課程編成の基本的課題であることが再認識されなければならない。

「小学校におけるカリキュラム・マネジメントの在り方に関する検討会議報告書」(平成29年2月14日)では、「授業時間増に対応した時間割の編制」として、前述したような時間割の工夫だけでなく、「短時間や長時間等の授業時間の設定」や「児童や学校、地域の実態を踏まえた年間計画や時間割編成の最適な在り方を判断することの重要性」をとりあげている。こうした指摘は決して新しいものではない。しかし、1998(平成10)年の学習指導要領で初めて示された単位時間の弾力化や授業時間の弾力化でさえも必ずしも学校において浸透していないように思われる。例えば、授業開始前の朝読書は国語教育への貢献以上に、子どもたちが「動」から「静」へ気持ちを整える時間として機能していることがよく聞かれるが、ブロック化やモジュール化

が子どもたちにどのような影響を与えているか、実践研究は必ずしも進んでいない。

特別活動における時間設定そのものの難しさは、新学習指導要領における時間設定全体で問われるものであり、子どもも教師も生きがいを感じられる「創造性」を育む学びの時間の設定をするためには、まず、学校の内と外でどのように時間を確保していくか。C中学校の「学校スローガン」の設定が前年度から継続されて話し合われてきたように、学校全体の活動計画を見据えた「話し合い活動」の設定が課題といえる。その点からいえば、まず、「児童や学校、地域の実態を踏まえた年間計画や時間割編成の最適な在り方」そのものについての検討が改めて問われているといえる。

4 「総授業時数週 29 時間」時代の特別活動

2017（平成 29）年 3 月に新しい学習指導要領が告示され、小学校では高学年の英語教科化と中学年の外国語活動によって 3 年生以上の年間授業時数はそれぞれ 35 時間増加することになった。前回 2008（平成 20）年の改訂で、1 週間の総授業時数は「28 時間が限度」⁽³⁾とされたが、今回の改訂によって小学校 4 年生以上は週 29 時間相当になる。6 年間の総授業時数も 140 時間増の 5785 時間となり、これは学校週 5 日制が完全実施される 2002（平成 14）年以前と同じ水準といわれる。

限られた時間、空間として存在する学校教育において、いかに有効に時間、空間を活用するかが子どもの存在の有り様を規定するという側面がある。とりわけ、「集団活動」と「実践的な活動」を特質とする特別活動（「特別活動の教育的意義」『中学校学習指導要領解説 特別活動編』平成 20 年 9 月）において、教科における授業時間の増加が、特別活動においても能動的な学習を促し、子どもの存在を確固としたものにするのか、あるいは、特別活動の良さとしての集団活動で生かす子どもの人間性を軽んじる結果をもたらすのか見極める視点が求められている。

その点、本事例でも明らかなように、現行学習指導要領の下でも、学校では特別活動に充てる時間をどのように確保するか苦心しているのが現状である。実際に、教科の授業時数増に対応するために必要最低限の時間しか取れず、「以前のように学校行事のための準備や練習の時間がとれない」、「クラブ活動の時間がとれなくなった」など学校時間の不足を嘆く声をよく聞くようになった。それらの声は、学校において特別活動特有の集団活動のダイナミズム（活動プロセスでの児童・生徒間の葛藤、達成時の成就感など）を味わいにくくなっている状況を象徴しているといえるかもしれない。

ちなみに、学習指導要領総則「第 3 授業時数等の取扱い」において、「特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間 35 週（第 1 学年については 34 週）以上にわたって行うように計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。」（小学校学習指導要領）と述べられている。すなわち、学校教育法施行規則別表第一（第 51 条関係）に示された特別活動の年間授業時数 35 時間は学級活動に配分された時間であり、学校では、いわゆる「表の授業時間」として認識されている。その一方で、児童会活動（生徒会活動）、

クラブ活動及び学校行事については、学習指導要領等に授業時数が明記されない、いわゆる「裏の授業時間」として各学校の裁量に任されている。今日、「裏の授業時間」のみならず、「表の授業時間」すらも確保が難しい現状があるのである。

戦後における小中学校の特別活動領域の年間時間配当の変遷を概観すれば、平成10（1998）年告示の学習指導要領から今回の新学習指導要領まで変わらないものの、特別活動の実践を充実させるために時間をどう確保し活きた時間にしていくか、まさに個々の学校の教育力が問われている。

<引用文献及び参考文献>

- (1) 福山隆彦「意欲と実践力を高める生徒総会」『特別活動実践指導全集－学級活動 中学校Ⅰ－』日本図書センター 2000年、244～253頁参照
- (2) 『「休み時間」の教育的意義についての調査研究報告－新湊市中伏木小学校における調査資料編－』研究代表者 新井郁男、1998年3月
- (3) 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」2008年1月17日